

「健康優良企業認定」についてよくあるご質問

令和08年08月03日

Q. 健康優良企業認定は、何から始めればいいですか？

- A. まずは健康企業宣言 STEP1を始めましょう。申込用紙に取組項目や必要事項をご記入いただき、FAXまたは郵送で協会けんぽ東京支部までお申し込みください。
- 協会けんぽ東京支部での受付から約2～3週間で宣言の証をお送りします。宣言の証を活用し、社内外へ発信の上、実際に取組を始めていただきます。

Q. 健康づくりが現状できていませんが、健康優良企業認定のエントリーはできますか？

- A. もちろんエントリー可能です。宣言内容に沿ってできることから一歩ずつ健康づくりをはじめましょう。
- もし取組内容が難しいと感じた場合は、健康経営実践企業認定のエントリーからも可能です。
- 詳細は当支部ホームページをご確認ください。

Q. 健康優良企業認定を受けるのに費用はかかりますか？

- A. 健康企業宣言は、無料でご参加いただけます。

Q. 健康企業宣言や健康優良企業認定を受けた場合の特典はありますか？

- A. チラシ・ポスター等のサポートツールのほか、エクササイズDVDを無料で提供しております。また、協会けんぽ東京支部のホームページに社名掲載をさせていただくことで、貴社のアピールにも繋がります。ぜひ、協会けんぽのサポートを貴社の健康づくりにお役立てください。また、東京商工会議所が健康経営の専門家である健康経営エキスパートアドバイザーの無料派遣を行っています。健康経営の取組方がわからない場合は、ぜひ専門家をご活用ください(申請先は東京商工会議所です)。

Q. 健康企業宣言 STEP1に申し込んだ後はどのような取組をしたらよいですか？

- A. まずは、事業所カルテ等をもとに自社の健康状態を把握して目標を立てましょう。そして、申込用紙に記載の取組項目を実施し、健康づくりを始めましょう。

Q. 健康づくりの取組ができなかった場合、健康企業宣言 STEP1は取り消されますか？

- A. 健康づくりの取組が計画通りに進まなかったとしても、辞退のお申し出がない限り宣言が取り消されることはありません。

Q. 健康優良企業「銀の認定」を受けたいのですが、どうしたらよいですか？

- A. 健康企業宣言STEP1の宣言後6か月以上の健康づくり取組期間が経過したら、申請書類を協会けんぽ東京支部へご提出ください。詳細は当支部ホームページをご確認ください。

Q. 健康企業宣言(STEP1・STEP2)や健康優良企業「銀の認定」「金の認定」に有効期間(更新)はありますか？

- A. 健康企業宣言の各有効期限は以下の通りです。取組を振り返る健康企業宣言実施結果レポートを提出いただくことで、各有効期限を更新することができます。「金の認定」の更新に関するご案内は、期限の約2か月前、「金の認定」以外の更新に関するご案内は、期限の約1か月前にお送りいたします。

- ・健康企業宣言STEP1:登録日から起算して2年経過後の月の末日
- ・健康優良企業「銀の認定」:認定日から起算して2年経過後の月の末日
- ・健康企業宣言STEP2:登録日から起算して1年経過後の月の末日
- ・健康優良企業「金の認定」:認定日から起算して1年経過後の月の末日(注)3年ごとに取組実績のわかる資料の提出が必要となります。

Q. 経済産業省の健康経営優良法人認定制度と健康優良企業認定は関係があるのでしょうか？

- A. 健康経営優良法人認定制度とは、社員の健康づくりに積極的に取り組む優良な企業を、日本健康会議が顕彰する制度です。本認定制度は中小規模の企業を対象とした「中小規模法人部門」と大規模の企業を対象とした「大規模法人部門」の2つの部門が設けられています。
- 「中小規模法人部門」に該当する企業が健康経営優良法人認定制度の申請をするには、協会けんぽ東京支部の健康企業宣言に宣言、取り組んでいることに加え、健康企業優良企業「銀の認定」を受けていることが必須条件です。
- 「大規模法人部門」については、「銀の認定」を受けていることは必須条件ではございません。
- 健康経営優良法人認定制度の内容や申請方法等の詳細については、経済産業省ホームページをご確認ください。